

伊奈町内循環バス運行業務委託仕様書

1. 業務名

伊奈町内循環バス運行業務

2. 業務形態

町内循環バス運行業務委託候補者として選定された者（以下、「委託事業者」という。）は本仕様書に基づき、道路運送法第4条に基づく一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けて運行を行うものとする。

3. 運行主体

運行主体は委託事業者とする。

4. 委託期間

平成31年11月2日から平成32年3月31日まで

※平成32年度以降については、当該契約年度の前年度までの業務実績等を考慮のうえ、毎年度伊奈町（以下、「町」という。）と委託事業者で協議を行い、特段の事情がない場合は、履行期間の平成38年11月1日まで年度毎に契約を締結するものとする。

5. 運行開始手続

委託事業者は、運輸局への申請・許認可に関する業務をはじめ、運行を開始するために必要な手続きについて、遅滞なく確実に行うこと。

6. 運行内容

（1）運行の目的

- ①公共・公益施設利用者の交通手段を確保する。
- ②高齢者等交通弱者の交通手段を確保する。
- ③世代間を超えた多くの方が生活手段として活用する。

（2）運行路線

伊奈町総合センターを起終点として、北循環（概ね16キロ）・南循環（概ね16キロ）の2路線とする。

※経路の設定及び変更については、町と協議のうえ、これを定める。

（3）運行日

365日（うるう年については366日）の毎日の運行とする。

（4）運行時間

概ね、午前8時～午後7時までの間（休憩時間を含む。）

※運行ダイヤの設定及び変更については、町と協議のうえ、これを定める。

(5) 運行便数

1日当たり 北循環・南循環 各10便

(6) 運行車両台数

北循環・南循環 各1台

(7) バス停留所標識

バス停留所標識は町の管理とし、設置、修繕等の維持管理を行う。

(9) バスロケーションシステム

委託事業者は、循環バス利用者の利便性向上を図るため、現在の運行状況をウェブサイト等で確認できるようバスロケーションシステムを整備するものとする。

7. 運行車両

(1) 運行車両は、委託事業者が確保すること。なお、運行車両は新車とする。

(車両及び付帯整備購入の場合、減価償却期間は7年を標準とする。)

(2) 運行車両は、低床型ノンステップ（全長7m以内・車椅子乗車時旅客定員29人以上）のバリアフリー対応、2ドア及び平成28年排出ガス規制適合車両とし、アイドリングストップシステム、ニーリングシステム、ABSを搭載すること。また、車両デザイン及び座席レイアウトは町と協議して整備すること。

(3) 緊急時、整備点検、修理時の代替車両を確保すること。

(4) 運行車両は、「道路運送車両の保安基準」並びに「道路運送車両の保安基準の細則を定める告示」に定められた基準を満たしていること。

(5) 運行車両は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）」第8条第1項の規定に基づく「公共交通移動等円滑化基準」に適合していること。

(6) 運行車両には、デジタル方向幕、車内案内機器（バス停・沿線案内、降車ボタン）、料金箱、ドライブレコーダーを整備すること。また、積雪等に備え、チェーン及びスタッドレスタイヤを準備すること。なお、車内案内機器については、随時変更可能なものとする。

(7) 当該付帯設備は、使用車両の車内構造等を踏まえて、町と協議して整備すること。

(8) 運行車両は、常に適正に整備すること。

(9) 運行車両の車検等整備点検・修繕については、委託事業者で対応すること。

8. 業務内容

業務の内容は概ね次に掲げる業務とする。ただし、業務内容を変更・追加することがある。

- (1) 乗合運行として必要な業務（運賃の徴収・管理、南北便乗継者の対応、乗降客の安全確保、車椅子利用者等の乗降補助、ダイヤ管理、車内アナウンス、緊急時対応（連絡・予備車両の確保など）、バスロケーションシステム、備品の管理）
- (2) バス運行に関する許認可申請に係る業務（運行区間・運行ダイヤ等の変更に伴う申請を含む。）
- (3) 運行開始まで、または委託期間内における町とのルート及びダイヤの設定並びに変更、バス停留所新規設置・改廃等の各種検討・調整に係る業務
- (4) 運行業務に関する各種調査業務に係る協力
- (5) 運賃以外の収入の徴収・管理

9. 運行管理

- (1) 乗務員に対し、常に安全運転等の教習・指示を行うこと。
- (2) 委託事業者は、本業務に関する業務責任者を置くこと。
- (3) 業務責任者は、連絡体制を整備し、緊急時及び平常時の連絡、情報伝達が円滑に対応できるようにすること。
- (4) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第23条に規定する運行管理者を選任すること。
- (5) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第50条に規定する整備管理者を選任すること。
- (6) 乗降客の状況について、日々記録し、利用状況報告書として月毎にまとめ、運行月の翌月10日までに提出すること。
- (7) 定期報告以外で、町が運行状況、利用状況のデータ等の提出を求めた場合は、遅滞なく提出すること。
- (8) 委託事業者は、防犯、防災に関する情報を入手した場合や緊急事態が発生した場合は、速やかに対応し、町及び関係機関との連携を図るものとする。

10. 運行業務

- (1) 委託事業者は、乗務員について、厚生労働大臣告示「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）」に基づき、必要人員を確保し、運行に支障が及ばないよう配慮すること。
- (2) 乗務員は、町の循環バスを運転していることを自覚し、安全運転に努めるこ

と。

(3) 車両は、常に良好な状態であるよう清掃をすること。

(4) 委託事業者は、対人、対物、搭乗者及び車両の事故について、一切の責任を負い、保険の請求に必要な手続き等一切の処理を行うものとする。

(5) 委託事業者は、事故発生時における連絡体制、事故処理体制及び責任者を明確にし、事故が発生した場合は、速やかに町へ報告するものとする。

(6) 委託事業者は、事故の発生等業務遂行に障害が発生した場合には、関係機関への連絡や代替車両の手配など、速やかな対応を行うこと。

(7) 事故発生によるすべての費用は、委託事業者が負うこと。

1 1. 運賃体系

基本運賃・減免措置については下表のとおりとする。

区分		運賃	確認方法
基本運賃	1回（南北乗継を含む）	100円 （前払い）	
減免措置	70歳以上	無料	年齢を確認できるものを提示
	未就学児		
	障がい者及びその介護者		障がい者手帳を提示

1 2. 収入

運賃収入については、収受総額の全額を委託事業者の収入とする。

1 3. 運行経費の負担

(1) 負担の方法

町の負担は、当該路線の運行に関する予算の範囲内で、次のとおりとする。

$$\text{負担額} = \text{委託年度における運行経費} - \text{当該路線にかかる運賃}$$

ただし、燃料費の著しい高騰など委託事業者の責に帰さないやむを得ない理由により運行経費が増加した場合は、別途協議するものとする。

運行経費から差し引く運賃収入については、契約年度最後の請求時に精算するものとする。なお、有料広告収入を見込む場合には、別途町と協議し、基準を定めるものとする。

(2) 経費には以下のものを含むこととする。

- ・人件費（運転業務及び停留所ごとの乗降記録を含む）
- ・燃料油脂費
- ・車両の調達費

- ・車両の修繕、点検、保管費
- ・課税公課（自動車税・自動車重量税）
- ・保険料（自動車損害賠償責任保険料掛金、自動車任意保険料掛金）
- ・その他業務に必要な経費

（３）その他業務には、下記に掲げる運行に必要な業務一切を含むものとする。

- ・運輸局への申請業務
- ・地域公共交通会議への報告業務
- ・乗降客の安全確保
- ・車椅子利用者等の乗降補助
- ・運賃及び運賃以外の収入の徴収・管理
- ・車内案内アナウンス
- ・緊急時の対応（緊急連絡、代替車両の確保等）
- ・車両清掃
- ・業務期間中の運行にかかる備品の補完・管理

1 4．契約の解除

町は、次のいずれかに該当すると認められたときは、契約の全部または一部を解除することができる。

- （１）委託事業者が契約に定める義務を履行しないとき。
- （２）委託事業者が責に帰する理由により、運行期間内に運行業務を完了する見込みがないことが明らかになったとき。

1 5．損害賠償

委託事業者は、運行の実施にあたり、委託事業者の責に帰すべき理由によって、バス利用者の生命及び身体を害したとき、あるいは他者に損害を与えたときは、損害賠償の責任を負うものとする。

1 6．協議事項

本仕様書に記載のない事項、または疑義が生じた場合には、町と委託事業者の双方が誠意をもって協議のうえ、定めるものとする。

1 7．その他

- （１）委託事業者は、関係法令遵守の上、本運行業務を遂行するものとする。
- （２）地域公共交通会議等での協議により、運行開始後に本仕様書に定める「６．運行内容」から「１１．運賃体系」の内容に変更があった場合には、その都度対応すること。